

いつまでも人手に頼った警備でいいのだろうか。東京五輪の警備を引き受けたところから、経営転換の必要性を感じるようになっていった。

書 歴 履 の 私

亮と
まご

田だ

飯い

18

契約が増えれば、それに比例して社員を増やさなければならぬ。事業の将来性を考えようと、いずれ社員数は十万人、二十万人になる。楽観的に夢想しつつ、そのなごたる管理しきれないといふ危機(感)を抱いた。

考えてみれば、異常が発生して、いつの間にか人間が見張って

いる必要はない。異常発生時にのみ駆け付けばいい。感知器(センサー)と通信回線を利用した遠隔監視の機械警備システムを思い付いたのは、一九六四年(昭和三十九年)のことだ。当時、センサーは既に外国企業が製品化していた。しかし、

開いたとか、窓が破られたとか、異常の発生さえ分かればいい。後は社員が駆け付けけるから余計な機能は要らない。「シンプルにしてこれ」再度依頼すると、六五年にはほぼ思い通りの価格に仕上がった。

センサが感知した異常を電気信号として送り出す制御器(コントローラ)がない。そこでまた大きな壁が立ちはだかつて芝電気(現日立国際電気)に試

これを顧客企業に設置し、当社の管制室と通信回線で結ばばシステムが完成する。ところが、まだ大きな壁が立ちはだかつていた。専用回線を借りるために

遠隔監視で異常察知

電電公社に日参、回線確保

作を依頼する。打ち合わせを重ねた末、同社のエンジニアが持つてきた見積もりを見てびびくりした。誰か「ニュー」当たり八十万円といった金額だった。こちらの目算より一ケタ高い。

日本電信電話公社に行く。担当課長に「とんでもない。そんなことには使えない」とにべもなく断られた。

この間の目算より一ケタ高い。エンジニアに聞く。泥棒が侵入した後にどうという経路をたどったか分析できるし、電話回線が切断された場合はその位置も分かるようにしたと言つた。技術的に欲張りの過ぎた。ドアが

なぜか。当時の公衆電気通信法第六四条は、専用回線を借りた者が他人の通信を媒介したり、他人に回線を使用させることを原則として禁じていた。同一企業の本・支社間で利用するのはいいが、一方が他社ではないか、とまで考えた。非現実的な

説いた資料を見ると、「仮に専用業者が電報業を始めると、電電公社が得べかりし収入を失う」と書いてある。そんな商売をするつもりはない。だが、専用回線を使えないと、せつかくの機械化構想が水の泡になる。東京都の労働局に

ので実行しなかったが。東京・大手町の電電公社に週二度、三度と足しげく通っているうち、こんな話を耳にした。電電公社という組織では、組合問題もあって課長より係長が実権を持っているという。それまでは課長に相談していたが、以来、係長に切り替えた。



機械化初期の管制室

何度も会って、係長とも仲良くなる。ある日、係長が「飯田さん、専用回線を使うといつも大した本数にはならないですよ」と聞く。「大した本数にはならないでしょう」と答えると、「それなら使って下さい」となった。

職業安定法違反の疑いをかけられた時こそだった。ニュービジネスというものは、法律に背く手を阻まれる宿命を背負っているらしい。こうなったら、顧客企業と賃貸契約を結び、警備先を当社の出先という形にするしかないか、とまで考えた。非現実的な完成した。(セコム創業史)